

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人母恋（以下「法人」という）の役員等の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情第三者委員

2 報酬は、法人と委任関係にある常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 週に3日以上業務を執行する役員を常勤役員とし、2日以下の場合、非常勤役員とする。

4 常勤役員の報酬とは、報酬、退職金をいう。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定める。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会および苦情第三者委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員研修会への参加および他施設の視察
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(非常勤役員等の実費支弁費)

第4条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として以下の額を支給できるものとする。

一日あたりとして

交通費含み3,000円とする。

2 前条の(4)(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人母恋旅費規程」を準用し、旅費を支給する。旅費は、原則として役員 of 所在地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「社会福祉法人母恋旅費規程」に準じた額の旅費を支払う。

(常勤役員等の勤労報酬)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の表により支払うものとする。

	月額報酬額
理事長	300,000円
常務理事	280,000円
理事	250,000円

※但し、理事長が非常勤となった場合は、150,000円とする。

「常勤役員等の退職金」

独立行政法人福祉医療機構に加入し、退職時に規定の定めにて支払う。

※常勤役員に就任した時に加入し、非常勤役員等の場合は支払わない。

「常勤理事の報酬根拠として」

- ・職員給与平均時間単価（1,500円）に1日8時間、月20日勤務、240,000円を月額報酬額の目安として、それぞれに職務執行の対価に応じた額とする。
- ・職員給与規程の役職手当として50,000円が施設長、管理者に支払われる（参考）
- ・理事長が非常勤（月8日～10日）の場合は、出勤日数が半分となるため報酬は半額とする。

(当法人職員給与と併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(支給方法)

第7条 役員報酬の支払い方法は「社会福祉法人母恋給与規程」の給与の支払い方法に準用する。
ただし、費用弁償については現金により支給するものとする。

(役員職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。